

令和5年度事業計画

1. はじめに

令和4年版高齢社会白書によると、令和3年10月1日現在、我が国の総人口は約1億2550万人で前年から約65万人の減少となり、65歳以上の割合は3,621万人に増えて高齢化率は28.9%でした。年代別の就業率は、60～64歳が71.5%、65～69歳が50.3%、70～74歳が32.6%、75歳以上が0.5%で、それぞれ過去最高となりました。

改正高年齢者雇用安定法の施行等の取り組みにより、意欲ある高年齢者が年齢に関わりなく生涯現役で働き続けることができる社会が現実のものとなってきている中、定年退職後に地域社会に根ざした臨時的かつ短期的又は軽易な就業機会を提供するシルバー人材センターへの入会者の平均年齢は年々高齢化してきており、全国的にも事故件数は増加傾向にあります。

過去3年間は新型コロナウイルス感染症の影響で普及啓発活動や一般高齢者を対象とした講習会等が、ほとんど実施できませんでしたが、今年度は第4次中長期計画の最終年でもあることから、活動を再開させていきたいと思えます。

2. 事業実施計画

(1) 公益目的事業の推進

① 就業分野と会員の拡大

第4次中長期計画による目標値

目標会員数	1,262人(女性会員比率35.5%)
就業延人員	120,962人日(派遣事業含む)
就業率	97.0%(派遣事業含む)
受託件数	13,581件(派遣事業含む)

ア、山口県シルバー人材センター連合会が実施する高齢者活躍人材確保育成事業での一般高齢者を対象とした講習会や就業体験事業に協力し、就業分野と会員の拡大を図ります。

イ、地域からの信頼に応えるために、会員一人ひとりが公益法人の一員であることを自覚し、マナーを守って責任のある行動をします。

ウ、女性会員を増やすための「女性限定セミナー」は、感染症対策を講じたうえで実施します。

エ、全国シルバー人材センター事業協会が見直した新しい100万人会員を目指して、「会員ひとりが一人を勧誘」をテーマに全員で取り組みます。

オ、毎月、事業説明・入会手続会を実施し、入会意欲を高めるために求人中の仕事情報を紹介します。

カ、引き続きお客様満足度調査を実施し、センターのサービス向上に活かします。

② 普及啓発活動とボランティア活動

ア、全国シルバー人材センター普及啓発月間(10月)に合わせて、感染症対策を講じたうえで普及啓発活動を実施します。

イ、市報「やまぐち」等に事業説明・入会手続きや各種講習等の募集記事を掲載依頼します。

ウ、公益目的事業を推進するため、広報紙「すこやか」を年2回発行します。

エ、リーフレットは捨てられない物を目指して最新情報の掲載を心掛けます。

オ、講習会等を開催する場合は、プレスリリースによってマスコミに情報提供し、メディアによる報道に努めます。

カ、ホームページは各種の最新情報を発信します。

キ、地区会による自主的な普及啓発活動とボランティア活動の実施を奨励します。

(2) 会員研修と技能講習会の実施

① 会員研修の実施

ア、公益法人としてコンプライアンスを推進するため、「新入会員必修研修」を実施して会員としての意識付けを図ります。

イ、地区会では、多様性が求められる時代に対応するため、山口市人権推進課の協力のもとで研修会を行うとともに、3年間開催が出来なかったことを踏まえて、会員の親睦を図ることを目的として開催を奨励します。

② 技能講習会の実施

公益目的事業の推進と技能等の習得を目指して、会員と一般高齢者を対象とした講習会及び会員のスキルアップを図ることを目的として、感染症対策を講じたうえで実施します。

(3) 安全・適正就業の推進

① 剪定班や草刈班、及び一般軽作業グループ等による安全推進集会は、感染症対策を講じたうえで実施します。

② 安全・適正就業委員会等による安全パトロールを3回実施します。

③ 安全・適正就業基準に沿った就業を推進し、剪定班や草刈班ではチェックシートによる安全点検を実施します。

④ 事故が発生した場合は現場調査等を行い、原因究明や再発防止策を講じるとともに、違反者には安全・適正就業基準指導要綱に沿って指導します。

⑤ 適正就業ガイドラインに沿って適正就業を推進します。

⑥ 会員就業規約及び就業基準要綱等に沿ったローテーション就業及び分かち合い就業に努めます。

⑦ 「安全就業便り」等で安全就業や交通安全の呼びかけ及び、市の特定健康診査の受診や健康管理を呼びかけます。

(4) 収支相償とガバナンス及び関係機関との連携

① 収支相償とガバナンス

ア、公益法人として義務付けられている関係書類等を山口県知事に提出するとともに、収支相償に適合した財政運営を行います。

イ、法令及び定款に沿った運営を行い、総会や理事会の運営についてもガバナンスを

徹底します。

ウ、令和5年10月から始まる適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）に備えて財源の確保に努めます。

② 関係機関との連携

ア、行政及び議会には引き続き事業の支援を要請します。

イ、本部事務所の移転については、引き続き山口市に要請します。

ウ、介護予防・日常生活支援総合事業の訪問型サービス（A-②）の拡大に向けて、山口市地域包括支援センターと連携して会員確保に努めます。

（5）高齢者活用・現役世代雇用サポート事業の実施

人手不足分野及び介護、育児等の現役で働く世代を支える分野での就業を促進するために、派遣事業や民間事業所等からの受注拡大に努めます。

（6）入会相談、情報の提供

① 入会を希望する高齢者に対しては、事業説明・入会手続会でセンターの内容等を説明して入会促進に努めるとともに、リーフレット等を活用してセンター事業の内容を説明します。

② メディア等への情報提供により、当センターが行う公益目的事業の周知に努めるとともに、問い合わせや事務局に就業等の相談に来られた高齢者に対しては、センター等の情報を提供します。

（7）デジタル化への取り組み

① デジタル活用推進事業への取り組み

令和4年度、当センターは、総務省のデジタル活用支援推進事業地域連携型の採択団体に選定され、地域交流センター等でスマートフォンを利用した講座を実施しました。今年度も引き続き採択団体となるよう応募するとともに、山口市デジタル推進課と連携して地域交流センター等でのデジタル推進事業を実施します。

② 包括的契約（仮称）への対応

国は、雇用ではなく請負・委任の形態で就労する、いわゆるフリーランスの保護の観点から、発注者に適切な責務が課せられるよう見直しを検討しています。

この場合、発注者とセンター、センターと会員の間でデジタルによる契約や見積等が不可欠となることからデジタル化への取り組みを始める予定です。